

不動産競売事件申立てに必要な添付書類・費用等一覧表

名古屋地方裁判所本庁(民事第2部競売係)・管内支部(豊橋・岡崎・一宮)
令和2年11月6日改訂

申立手数料	4,000円 (収入印紙)	強 制 競 売 担保不動産競売	債権者・債務者各1名、債務名義1個につき 担保権1個につき
登録免許税	<p>原則として、次の計算式により算出した金額の収入印紙又は国庫金納付書・領収書 (計算式) 請求金額(1,000円未満切捨て)×4/1000＝登録免許税額(100円未満切捨て)</p> <p>※ 請求金額とは、請求債権元金額、確定利息額及び確定損害金額の合計額です。 ※ 根抵当権の場合は、極度額と請求金額のうち低額の方を基準にします。 ※ 計算の結果、その金額が1,000円に満たないときは、登録免許税額は1,000円となります。 ※ 所在地が異なるため共同担保の物件を個別に申し立てる場合等には、定額納付(物件1個につき1,500円)できる場合がありますので、各裁判所に照会してください。</p>		
予 納 金	<p>1 原則70万円 ※1売却単位当たり</p> <p>2 以下の物件の場合は、80万円以上で裁判所が定める額 (1) 「共同住宅」、「工場(小規模のものは除く)」 (2) 「店舗」又は「事務所」(兼「居宅」を含む)で4階建以上のもの (3) 不動産の個数が7個以上のもの(ただし、土地が含まれる場合については、地目が宅地であり、かつ、その総面積が400平方メートル以上あるもの) ※ 上記以外の場合にも加算されることがあります。</p> <p>3 全物件につき先行事件がある場合は、原則20万円 ※ 事案により予納金に不足が生じ、追納していただく場合があります。</p>		
添 付 書 類	<p>○ 申立書</p> <p>○ 執行力のある債務名義の正本、同送達証明書(強制競売の場合)</p> <p>○ 不動産登記事項証明書(全部事項証明書)★</p> <p>○ 不動産登記事項証明書(全部事項証明書)のコピー (2部)</p> <p>※ 建物だけの申立ての場合は敷地たる土地全部の登記事項証明書、土地だけの申立ての場合は土地上の建物全部の登記事項証明書、敷地権付き区分所有建物の場合は敷地たる土地全部の登記事項証明書も提出してください。 ※ 土地、建物の全部事項証明書に最先順位の(根)抵当権設定時の土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。</p> <p>○ 公租公課証明書(名古屋市の場合、「固定資産税評価額等証明書」)</p> <p>○ 公租公課証明書のコピー (2部)</p> <p>※ 固定資産税、都市計画税等の最新の税額が記載されたものを提出してください。</p> <p>○ 商業登記事項証明書(当事者が法人の場合)★</p> <p>※ 申立債権者については、代表者事項証明書でも可です。債務者・所有者については、履歴事項全部証明書を提出してください。 ※ 債務名義又は不動産登記記録上の当該法人の本店所在地・商号等が現在の本店所在地等と異なる場合は、これらの連続性を証明する資料(法人閉鎖登記事項証明書等)も提出してください。</p> <p>○ 住民票等(当事者が個人の場合)★</p> <p>※ 申立債権者については、債務名義又は不動産登記記録上の住所・氏名と申立書に記載した住所等が同じ場合には、住民票等の提出は不要です。 ※ 債務名義又は不動産登記記録上の住所・氏名が現在の住所等と異なる場合は、これらの連続性を証明する資料(従前の住所等の記載のある住民票、住民票の除票、戸籍の附票等)も提出してください。 ※ 住民票は、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。</p> <p>○ 意見書及び同意書</p> <p>○ 現地案内図(住宅地図等) (2部)</p> <p>○ 公図写し</p> <p>○ 公図写しのコピー (1部)</p> <p>○ 建物図面及び各階平面図</p> <p>○ 建物図面及び各階平面図のコピー (1部)</p> <p>○ 不動産競売事件の進行等に関する照会書(回答) (3部)</p> <p>○ (強制)競売手続続行決定の申請書(滞納処分庁による差押えが先行している場合)</p> <p>※ 建物だけの申立ての場合は敷地たる土地全部の公図、土地だけの申立ての場合は土地上の建物全部の建物図面及び各階平面図も提出してください。</p> <p>★印を付した書類は、最新の発行(申立日から1か月以内)のものを提出してください。</p>		
申立書以外に必要な目録	<p>○ 当事者目録 1部(印・頁数のないもの)</p> <p>○ 請求債権目録(強制競売の場合) 1部(印・頁数のないもの)</p> <p>○ 担保権・被担保債権・請求債権目録(担保不動産競売の場合) 1部(印・頁数のないもの)</p>		

※ 形式競売事件申立てに必要な添付書類・費用等については各裁判所に照会してください。

※ 添付書類の詳細については、「申立書・添付書類説明書」をご覧ください。